

○同行援護サービス費

基本部分		注 基礎研修 課程修了 者等により 行われる 場合	注 2人の同行 援護従業者 による場合	注 夜間もしくは早 朝の場合 又は深夜の場 合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 降痰吸引等 支援体制加 算
イ 身体介 護を伴う場 合	(1) 30分未満 (256単位)	×70/100	×200/100	夜間もしくは 早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき 100単位 を加算	1人1日当 たり 100単位 を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (405単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (589単位)							
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (672単位)							
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (755単位)							
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (839単位)							
	(7) 3時間以上 (922単位に30分を増すごとに+83単位)							
ロ 身体介 護を伴わ ない場合	(1) 30分未満 (105単位)	×90/100						
	(2) 30分以上1時間未満 (199単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (278単位)							
	(4) 1時間30分以上 (348単位に30分を増すごとに+70単位)							
初回加算 (1月につき200単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)								
福祉・介護 職員処遇改 善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×303/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可						
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×221/1000)							
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×123/1000)							
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)							
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)							
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×41/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可						